

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）：表①

区分	所得要件	限度額
ア	基礎控除後の所得が901万円を超える世帯	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈多数回(※1)：140,100円〉
イ	基礎控除後の所得が600万円を超え901万円以下の世帯	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈多数回(※1)：93,000円〉
ウ	基礎控除後の所得が210万円を超え600万円以下の世帯	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈多数回(※1)：44,400円〉
エ	基礎控除後の所得が210万円以下の世帯	57,600円 〈多数回(※1)：44,400円〉
オ	住民税非課税世帯(※2)	35,400円 〈多数回(※1)：24,600円〉

70歳から74歳の方の自己負担限度額（月額）：表②

所得区分		外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み	Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+（医療費-842,000円）×1% 〈多数回（※1）：140,100円〉	
	Ⅱ 課税所得380万以上690万円未満	167,400円+（医療費-558,000円）×1% 〈多数回（※1）：93,000円〉	
	Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+（医療費-267,000円）×1% 〈多数回（※1）：44,400円〉	
一般	現役並み所得者以外の住民税課税者(※3)	18,000円 【年間上限144,000円】	57,600円 〈多数回（※1）：44,400円〉
非住民税	低所得者Ⅱ（※4）	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ（※5）		15,000円

※1・・・過去12か月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あったとき

（県内転出入があっても、世帯に継続性があるとみなされた場合は、転入前市町村における高額該当回数を引き継ぎます）

※2・・・世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税の世帯

（高額療養費を受けた場合の患者負担限度額世帯合算の対象は、自己負担額（院外処方代を含む）が21,000円以上の診療です）

※3・・・同じ世帯に住民税課税標準額（所得合計金額から各種所得控除金額を差し引いた金額）が145万円以上の70歳以上国保加入者がいる人（平成27年1月以降新たに70歳となる国保加入者がいる世帯で、基礎控除後の所得の合計が210万円以下の場合は除く）ただし公簿または本人の申請により収入が下記①または②にあてはまることが確認できた場合は除きます。

①収入の合計が、70歳以上の国保加入者が2人以上で520万円（1人で383万円）未満である場合

②収入が383万円以上となる70歳以上の国保加入者が1人の場合で、旧国保被保険者（同一世帯で国保から後期高齢者医療制度に移行した人）を含めた収入の合計が520万円未満である場合。

※4・・・国保加入者全員と世帯主が住民税非課税世帯に属する人

※5・・・国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の世帯で、それぞれの方の所得が一定基準に満たない人

高額療養費の計算は複雑なため、ご不明な点は国民健康保険課までお問い合わせください。